

北本市子ども・子育て会議について

当日配布資料①

概要

子ども・子育て支援法第72条第1項及び児童福祉法第8条第3項に規定する審議会その他の合議制の機関として「北本市子ども・子育て会議」を平成25年度より設置。
(次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策地域協議会」を兼ねる)

設置根拠

・北本市子ども・子育て会議条例

組織・任期

- (1) 組織
- ア 知識経験者
 - イ 関係行政機関の職員
 - ウ 関係団体を代表する者
 - エ 公募による市民
- (2) 任期
- 2年

所掌事務

○子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務

- (1) 特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所（園））のうち、施設型給付費の支給対象となる施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業のうち、地域型保育給付費の支給対象となる事業）の利用定員の設定に関すること。

(3) 子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関すること。

子ども・子育て支援事業計画とは、国が定める「基本指針」に即して、5年を1期として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施について定める計画

(4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

○児童福祉法第34条の15第4項に掲げる事務

・家庭的保育事業等（小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）の認可に関すること